

インフルエンザ任意接種助成額の変更のお知らせ

令和7年度から、インフルエンザ任意接種の助成対象となるワクチンの種類、及び全額助成となる対象年齢が拡大しました。

不活化ワクチン（従来の注射で行うワクチン）の場合は、対象年齢を拡大し、高校生年齢相当まで（年度末年齢18歳まで）接種費用を全額助成します。また、令和7年度から経鼻弱毒生ワクチン（フルミスト）の助成を行います。2歳～中学3年生以下の方は接種費用の全額を助成、高校生年齢相当（年度末年齢18歳まで）の方は5,000円を上限に助成します。

1、接種期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日

2、昨年と令和7年度の接種対象者と助成額の比較 *赤字が変更部分です

対象者	令和6年度まで	令和7年度
年度年齢19歳～64歳	1,000円を助成	1,000円を助成 （接種費用から1,000円を引いた額が自己負担になります） ※1回のみ助成します
高校生年齢相当 （年度末年齢18歳まで）	不活化ワクチンの場合 1,000円を助成	・不活化ワクチンの場合 自己負担0円（接種費用全額を町が助成します） ・経鼻弱毒生ワクチン 5,000円を上限に助成 （接種費用から5,000円を引いた額が自己負担になります） ※1種類1回のみ助成します
中学3年生以下	不活化ワクチンの場合 自己負担0円	不活化ワクチン、経鼻弱毒生ワクチン（2歳～）ともに 自己負担0円（接種費用全額を町が助成します） ※1種類のみ助成します
生活保護世帯	自己負担0円	自己負担0円（自己負担分を全額助成します）

接種方法や医療機関について、詳しくは玉東町ホームページをご覧ください。



↑玉東町ホームページ